



岐労発雇均0427第2号
平成30年4月27日

関係機関の長 殿

岐阜労働局長



平成30年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャンペーン実施について(協力依頼)

平素より、労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」では、6割の学生が労働条件上のトラブルがあったと回答しています。具体的には、準備や片付けの時間に賃金が払われなかった、労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり仕事をさせられた、一方的に急なシフト変更を命じられた等です。

アルバイトを雇用する場合も、労働条件の明示、賃金の適正な支払、休憩時間の付与等の労働基準関係法令を遵守する必要があります。

また、学生の本分は学業であることから学業とアルバイトが適切な形で両立できるようシフト設定等においても配慮が求められています。

このため、厚生労働省では労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、事業主等に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)による情報提供を行うとともに、平日は22時まで土日は21時まで利用できる「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610)も開設しております。

つきましては、多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの標記キャンペーン期間を中心にホームページ等で上記ポータルサイトや相談窓口の掲載など適正な労務管理の周知について御配慮いただけますようお願いいたします。

【担当】雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進指導官 祝 迫 いわいざこ

電話：058-245-1550